

平成27年9月24日

株主各位

会社名 株式会社京王ズホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 長野 成晃  
問い合わせ先 管理本部 財務経理課  
(TEL: 022-722-0333)

### 株式併合に伴う端数株式処分代金のお支払いについて

当社は、本日開催の臨時株主総会において、平成27年10月14日を効力発生日として、平成27年10月13日の最終（以下「本基準時」といいます。）の株主名簿に記載又は記録された株式数を基準に、当社の株式を1,096,350対1の割合にて併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことを決議いたしました。

これにより、当社株式1,096,350株が1株に併合されることになり、本基準時においてご所有株式数が1,096,350株未満の株主様におかれましては、ご所有の当社株式は全て1株未満の端数となります。当該1株未満の端数（以下「端数株式」といいます。）の処理につきましては、当社は、端数株式の合計数に相当する数の株式（端数株式の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てとなります。）を、会社法第235条の定めが準用する同法第234条第2項及び第4項の定めに従って当社が取得する方法により処分し、その処分代金（以下「端数株式処分代金」といいます。）を、各株主様に対して、端数となった割合に応じてお支払いすることになります。

なお、本株式併合による端数株式処分代金を各株主様にお受け取りいただくために、本日以降本株式併合の効力発生日までの期間に、株主様において必要となるお手続きは特段ございませんので、申し添えさせていただきます。

記

#### 1. 今後のスケジュールにつきまして

本株式併合にかかる諸手続きのスケジュールは次のとおりとなりますので、ご注意ください。

年月日	備考
平成27年10月14日 ※本株式併合の効力発生日	株主様のご所有株式は1,096,350対1の割合で併合されます。そのため、1,096,350株未満の株式をご所有の株主様につきましては、ご所有株式が全て端数株式として処分され、株式併合後に保有する株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。
平成27年12月(予定) ※端数株式処分代金に関する 支払開始日・書類発送日	裁判所の許可日その他手続上の理由等により、支払開始日・書類発送日が左記の予定日より遅れる可能性があります。

## 2. 端数株式処分代金のお支払いについて

### (1) 端数株式処分代金の交付方法について

#### ① 配当金のお受取り方法として銀行振込みをご指定されている株主様の場合

平成 27 年 12 月（予定）にご指定の口座にお振込みしたうえで、お届け頂いたご住所宛に端数株式処分代金計算書をご郵送いたしますのでご確認ください。

#### ② 配当金のお受取り方法として銀行振込みをご指定されていない株主様の場合

平成 27 年 12 月（予定）に端数株式処分代金計算書と併せて端数株式処分代金領収証又は振替払出証書をお届け頂いたご住所又はご指定のご住所宛てにご郵送いたしますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）にて端数株式処分代金の払渡し期間内にお受け取りください。

※裁判所の許可日その他手続き上の理由等により、上記①②に記載のお振込み日又はお支払い開始日及び端数株式処分代金に関する書類のご送付日が遅れる場合がございますが、何卒ご理解賜りたく存じます。

### (2) 端数株式処分代金のお支払い予定額

本株式併合によって生じた端数株式につきましては、会社法第 235 条の定めが準用する同法第 234 条第 2 項及び第 4 項の定めに従い、当社が、端数株式の合計数（会社法第 235 条第 1 項により小数点は切り捨てます。）に相当する当社株式（以下「取得対象株式」といいます。）を取得し、その対価となる代金（端数株式処分代金）を各株主様に対して、端数となった割合に応じてお支払いいたします。

この場合の取得対象株式の当社による取得価額（端数株式処分代金の価額）につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、本基準時（本株式併合の効力発生日の前日の最終時点）のご所有株式数を基準に、各株主様に対し、各々のご所有株式数に 1 株当たり金 335 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような金額を設定することを、予定しております。

ただし、裁判所の許可が得られない場合又は計算上端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もございますが、何卒ご理解賜りたく存じます。

## 3. 本件に関するご照会先

その他ご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

照 会 先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

フリーダイヤル 0120-782-031（土日祝日を除く 9 時から 17 時まで）

以 上